

ようこそ 教育長室へ

教育長 高木 秀人

8月13日の千葉豪雨で被災された皆様方に対し、お見舞い申し上げます。
さて、今回は、夏の間の教育委員会関係の動きなどをご報告いたします。

1. 千葉豪雨を受けた対応

まずは、被災した児童生徒に対する心のケアに万全を期します。

今回は夏休み期間でしたが、学校が行われている平日に同様のゲリラ豪雨が起きた場合に、どのような対応を取るべきなのか、職員間の連絡体制を含めて、改めて確認する必要があります。

2. 夏休み明けに向けた児童生徒などへの心のケア

学校の夏休みも間もなく終わります。我が国では、児童生徒の自殺数は9月に多い傾向があると言われています。児童生徒の皆さんにおかれては、何か思い悩むことがあれば、身近な大人にでも、各種の相談機関にでも、話をしてみてください。

大人の皆様へ、まずは子どもたちの話を聞いて、受け止めてください。

また、各学校におかれては、初若年層や転任の教職員の様子もよく見てくださるよう、よろしくお願いいたします。

3. 特別支援学校増設にかかる合意書締結(7月31日)

支援が必要な児童生徒の増加に伴い、須和田の丘支援学校の教室不足が見込まれています。そのため、和洋学園国分校舎を取得・活用した特別支援学校の増設に向けた調整を進めてきました。

今般、市川市と学校法人和洋学園との間で、土地建物の売買に関わる合意書を締結しました。令和11年度からの供用を目指しています。

https://x.com/ichikawa_shi/status/2083085257247502493

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/uploaded/attachment/55889.pdf>

4. 「選定保存技術」の選定・「保持者」の認定に向けた文化審議会答申(7月17日)

文化財保護法では、文部科学大臣は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術や技能で、保存の措置を講ずる必要のあるものを「選定保存技術」として選定することができます。また、その「選定保存技術」を保持する方を「保持者」として認定します。

今般、「三味線駒製作」を「選定保存技術」に選定し、本市在住の大河内正信氏を「保持者」として認定する旨、国の文化審議会が答申しました。

文化財保護法では、多くは「モノ」や「コト」などを指定などして文化財を保存しますが、国が保存すべく指定・選定した文化財の「ワザ」を保持する「ヒト」を認定するのは、「重要無形文化財の保持者」(いわゆる「人間国宝」)と「選定保存技術の保持者」だけです。大変名誉なことことです。

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/71036.html>

<https://www.city.ichikawa.lg.jp/page/70995.html>

5. 児童議会、中学生海外派遣事業、平和学習青少年派遣事業

夏休みの間に、上述の事業において、各学校から代表する児童生徒が参加しました。参加した児童生徒の経験を是非、他の児童生徒にも共有してもらいたいです。

(1) 児童議会(8月23日)

- ・ 市内の市立・私立の小学校6年生42名が参加
- ・ 市議会と同様に、参加児童と市政に対する質疑

(2) 中学生海外派遣事業(7月24日～8月4日)

- ・ 市立中学校の16名が参加
- ・ パートナシティであるドイツ南部のローゼンハイム市に派遣し、現地の中学生やホストファミリーらと交流

(3) 平和学習青少年派遣事業(8月5日～7日)

- ・ 市立中学校の16名が参加
- ・ 広島市に派遣し、平和式典への参列やグループワークなどを通じて、平和について学ぶ